

## 東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く） 第1四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
1	東住吉区青少年海外派遣事業	その他	近畿日本ツーリスト株式会社	4,365,833円	平成26年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
2	東住吉区英語交流事業	その他	名鉄観光サービス株式会社	2,005,714円	平成26年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
3	東住吉区新たな地域コミュニティ支援事業	その他	大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体	8,301,960円	平成26年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
4	東住吉区発達障がい児等への地域子育て支援事業	その他	特定非営利活動法人ハートフレンド	1,745,000円	平成26年6月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由はこちら <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く） 第2四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
	該当なし							

随意契約理由はこちら <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

## 東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く） 第3四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
1	大阪市小規模保育事業所運営業務委託	その他	株式会社ビティー	14,571,900円	平成26年10月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
2	大阪市小規模保育事業所運営業務委託	その他	株式会社K E G キャリア・アカデミー	14,498,100円	平成26年10月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
3	東住吉区人権啓発推進事業	その他	セントラル映電株式会社	1,250,000円	平成26年10月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
4	東住吉区南部地域スポーツ施設賃貸料算出のための不動産鑑定評価業務	その他	東洋プロパティ株式会社	1,112,400円	平成26年10月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
5	大阪市東住吉区役所住民情報業務等委託	その他	株式会社ジェイ エスキューブ	116,764,416円	平成26年12月4日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-

随意契約理由はこちら <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く） 第4四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
	該当なし							

随意契約理由はこちら <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

No.1

## 随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区青少年海外派遣事業

2 契約の相手方

近畿日本ツーリスト株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が派遣前から派遣終了後までを通し、事前の研修や派遣先等において本区役所や派遣生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

近畿日本ツーリスト株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区英語交流事業

2 契約の相手方

名鉄観光サービス株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が年間の各行事を通し、事前の研修やキャンプの宿泊先等において本区役所や児童を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画提案コンペ方式により業者選定を行った。

名鉄観光サービス株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

## 随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区新たな地域コミュニティ支援事業

2 契約の相手方

大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要であり、専門知識を持った事業者等が地域の実情と課題に合致した支援を柔軟に実施することで地域活動協議会が平成 27 年度以降も自律的に地域活動・運営を展開し、安定的な地域運営の核となることが期待できる。こうした観点から、受託事業者が持つノウハウや、地域活動団体に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区発達障がい児等への地域子育て支援事業

2 契約の相手方

特定非営利活動法人ハートフレンド

3 随意契約理由

本業務を実施するには地域での実績があり、養育者への子育て支援のノウハウを有する事業者へ業務を委託することで、より効率的・効果的に事業実施が可能である。こうした観点から公募型企画競争方式(プロポーザル方式)により業者選定を行った。

特定非営利活動法人ハートフレンドは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課(電話番号 06-4399-9733)



随意契約理由書

1 案件名称

大阪市小規模保育事業所運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社ビティ

3 随意契約理由

本業務を遂行するに当たっては、市民に対して保育の質の確保と継続的な提供が必要であるため、本市としてもより良い事業者を選定する責務がある。選定については公平・透明性の確保が必要であることから、こども青少年局において高度な専門知識を有した学識経験者等で構成される選定委員会を設置し、運営事業者の選定を行った。

その結果、本市が開設を承認した事業者である上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市小規模保育事業所運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社K E Gキャリア・アカデミー

3 随意契約理由

本業務を遂行するに当たっては、市民に対して保育の質の確保と継続的な提供が必要であるため、本市としてもより良い事業者を選定する責務がある。選定については公平・透明性の確保が必要であることから、こども青少年局において高度な専門知識を有した学識経験者等で構成される選定委員会を設置し、運営事業者の選定を行った。

その結果、本市が開設を承認した事業者である上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区人権啓発推進事業

2 契約の相手方

セントラル映電株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには人権啓発に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから、公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

セントラル映電株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9908）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区南部地域スポーツ施設賃貸料算出のための不動産鑑定評価業務

2 契約の相手方

東洋プロパティ株式会社

3 随意契約理由

不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共工事に係る不動産鑑定報酬基準」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の種類等によって決定される。一般の契約と異なり契約当事者間の合意により決定することにはなり得ないため、競争入札には適さない。そのため、入札は行わずくじ引きにより業者を選定した。

参加業者を公募し、くじ引きを行った結果、当選した上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9970）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市東住吉区役所住民情報業務等委託

2 契約の相手方

株式会社ジェイ エスキューブ

3 随意契約理由

大阪市では、区役所における市民サービスの向上と効率的な業務運営をめざしており、窓口やバックヤードにおける住民情報業務等を委託するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

株式会社ジェイ エスキューブは、本業務において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所窓口サービス課（電話番号 06-4399-9963）